

保医発0630第4号 平成28年6月30日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成28年3月4日保医発0304第9号)の一部を以下のとおり改正し、平成28年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表1Ⅰの麻酔の表中、経皮的体温調節装置システムを次のように改める。

経 皮 的 体 温	機械器具(12)	中心静脈留置	中心静脈に留置し、	L008-2	低体温療法
調節装置シ	理学診療用器	型経皮的体温	低体温療法が可能		
ステム	具	調節装置	なもの		
		システム	中心静脈に留置し、	L008-3	経皮的体温調節
			経皮的体温調節療		療法
			法が可能なもの		

改 正 後

現行

(別表1)

(別表1)

麻 酔

I 医科点数表関係

林						
特定診療報酬算定医 療機器の区分	定 義					
	薬事承認上の位置付け			その他の条件	対応する診療報酬項目	
7年7成4607145万	類別		一般的名称			
(略)						
経皮的体温調節装置	機械器具((12) 理学診療用	中心静脈留置型経皮的体	中心静脈に留置し、低体温療法が	L008-2	低体温療法
システム	器具		温調節装置システム	可能なもの		
					L008-3	経皮的体温調節療
				節療法が可能なもの		法
(略)						

麻酔

I 医科点数表関係

<u> </u>						
特定診療報酬算定医 療機器の区分	定 義					
	薬事承認上の位置付け			その他の条件	対応する診療報酬項目	
	類別一般的名詞		一般的名称			
(略)						
経皮的体温調節装置	機械器具(12	2) 理学診療用	中心静脈留置型経皮的体	(新設)	(新設)	(新設)
システム	器具		温調節装置システム			
				中心静脈に留置し、経皮的体	L008-3	経皮的体温調節療
				温調節療法が可能なもの		法
(略)						